

令和7年度 近畿地方整備局(港湾空港関係) 総合評価落札方式の新たな取り組み

令和 7 年 3 月 26日

近畿地方整備局 港湾空港部







令和7年度 近畿地方整備局(港湾空港部門)の総合評価落札方式における取り組み

「働き方改革」「担い手育成・確保」「生産性の向上」の3本柱

	働き方改革	担い手育成・確保	生産性の向上
新規 拡充・ 運用 改善	①ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組の対象を全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)における総合評価落札方式、企画競争方式(プロポーザル方式を含む)に拡大(工事、業務)【P13】	②発注標準の見直し(工事) 【P4～6】	
		③総合評価落札方式 技術提案評価型S I 型(仮称)の試行(工事) 【P14～15】	
継 続	④「施工能力評価型 I 型」での発注を拡大し負担軽減を図る。(工事)	⑥賃上げ実施企業に対する加点評価の実施(工事、業務)	⑫「オーバースペック等」の項目のうち「グラブバケットの形状に関する提案」等を評価対象とし効率的な施工方法の技術提案の創出(工事) 【P12】
		⑦地元作業船活用に対する加点評価を行う試行工事の実施(工事)	
	⑤「施工能力評価型 I 型: 施工計画重視型」について工程計画の提出を廃止し負担軽減を図る(工事)	⑧「港湾潜水技士(特別又は1級)」の保有を加点対象とする。(工事)	
		⑨配置予定技術者の同種工事の加点評価の対象を拡大(工事)	
		⑩主任(監理)技術者等未経験者育成型工事の実施(工事)	
		⑪海外インフラプロジェクト技術者の加点評価(工事、業務)など	



総合評価落札方式の新たな取り組みについて

1	発注標準の見直し		P4
2	技術評価点の加算方法の見直し(技術提案評価型)		P7
3	施工計画の評価(施工計画重視型)の試行		P8
4	地元企業活用審査型JV工事の試行		P9
5	業務プロポーザル及び総合評価方式の配点見直し		P10
6	オーバースペック等の試行の継続		P12

【調整中:開始時期未定】

7	ワークライフバランスの取り組み企業に対する加点評価		P13
8	総合評価落札方式 技術提案評価型SI型(仮称)		P14

【ご参考】

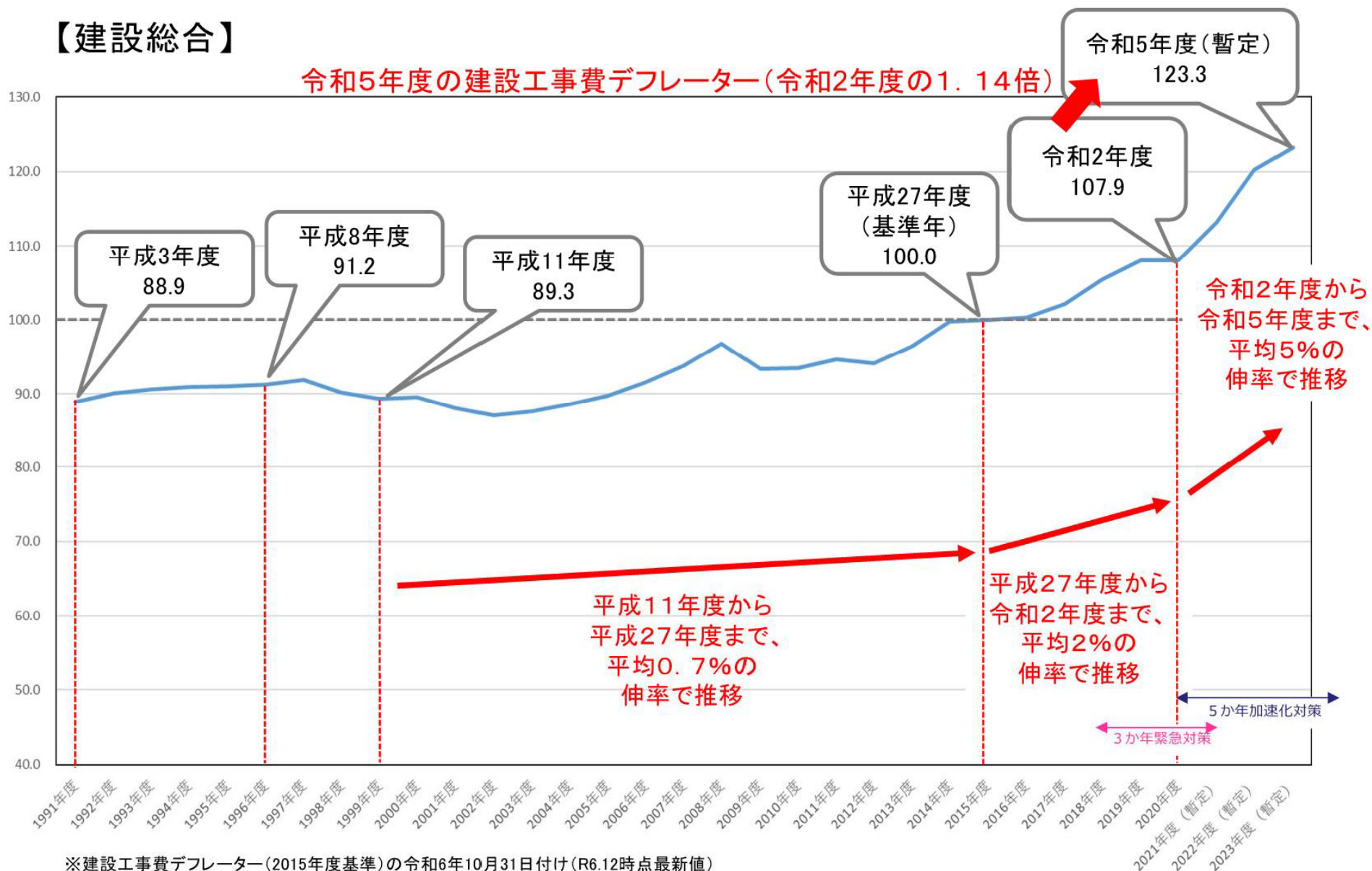
9	令和7年度 港湾空港関係工事のタイプ別配点		P16
---	-----------------------	-------	-----



発注標準の見直し(1/3)

建設工事費デフレーター（2015年基準）

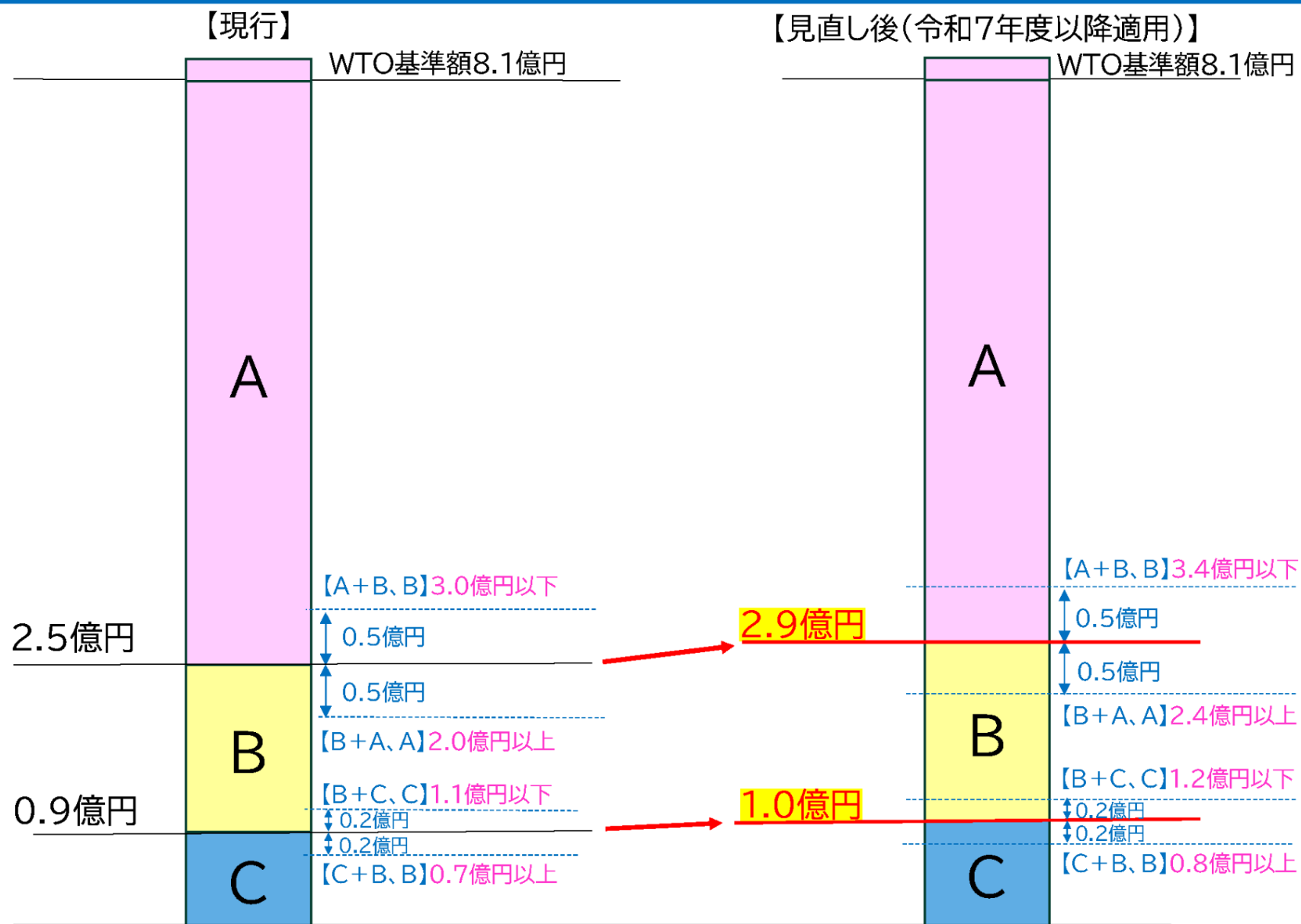
【建設総合】





発注標準の見直し(2/3)

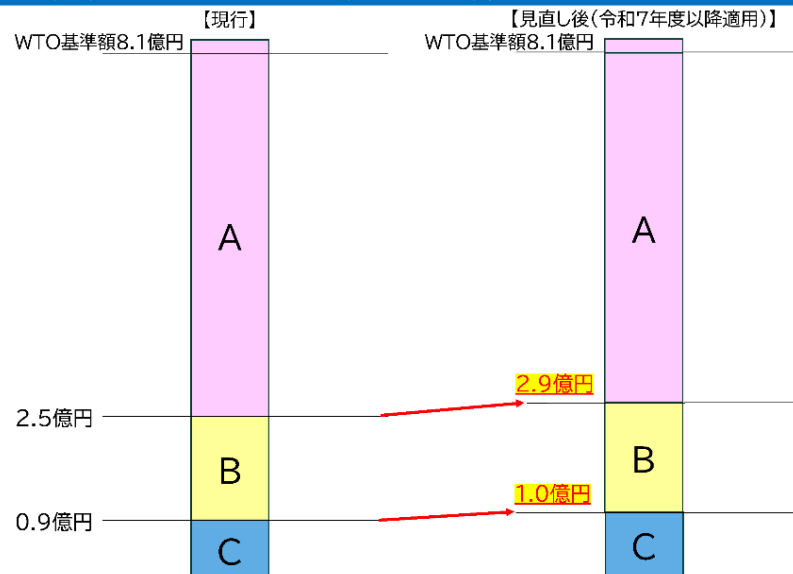
発注標準の見直しイメージ（港湾等土木、港湾等しゅんせつ）



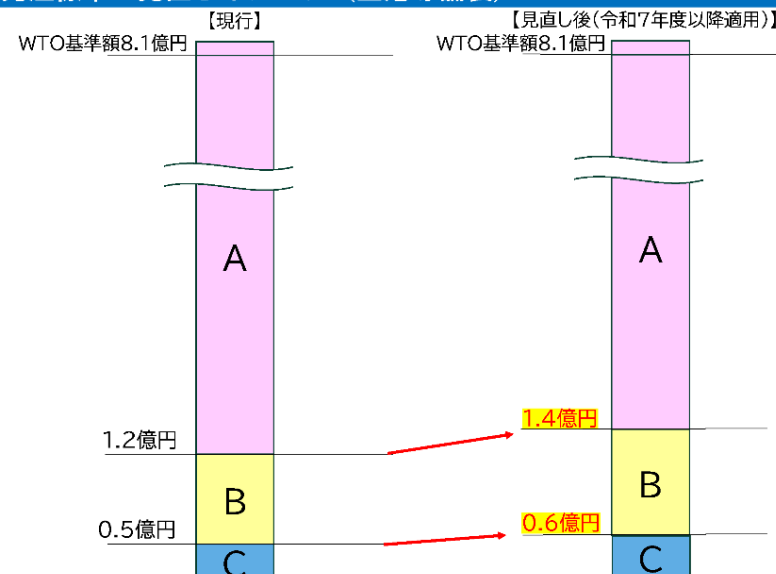


発注標準の見直し(3/3)

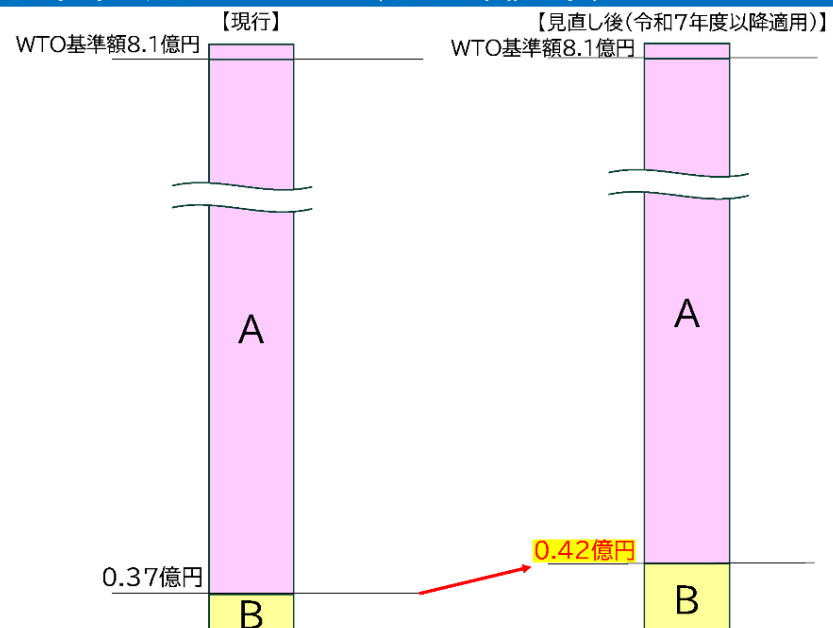
発注標準の見直しイメージ（空港等土木）



発注標準の見直しイメージ（空港等舗装）



発注標準の見直しイメージ（港湾等鋼構造物）





技術評価点の加算方法の見直し(技術提案評価型)

評価基準及び評価結果の通知方法(技術提案評価型)について

対象:令和7年4月以降公告工事

◆評価基準及び通知方法の明瞭化による透明性の確保

【配点例:WTO対象工事、加算点60点(2テーマ×2提案(15点))の場合】

※技術提案(1つの提案)の評価を**今までの6段階から10段階に細分化して評価**を行う。

※各提案の満点に各評価の配点割合を乗じて点数を算出する(小数第2位を切り捨て)。

評価	配点(旧)	配点割合(新)	配点(新)	評価基準	通知
◎+	15.0点	100%	15.0点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が 非常に優れているもの 。	○:可(評価する、実施義務あり)
◎	12.5点	85%	12.7点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が より高いもの 。	
○+	11.0点	75%	11.2点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が 高いもの 。	
○	9.5点	60%	9.7点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が あるもの 。	
▲	7.5点	40%	7.5点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が 小さいもの 。	
△	0点	30%	4.5点	着目点及び提案の目的が適切でなく、当局標準施工に近い又は通常配慮すべき事項のもの。	△:否(評価しない、実施義務あり)
—	0点	0%	0%	着目点及び提案の目的が適切でなく、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が上記以外のもの。オーバースペックに該当するもの。等	—:否(評価しない、実施義務なし) ※設計図書に示された施工方法での施工を求める
×	0点	0%	0%	支障等があるため予め履行を求めないもの 等	×:否(提案と見なさない、不採用であり実施不可)

注)なお、技術提案が無い場合(全てが「×:否」と通知された場合を含む)で、標準案の施工計画の提出がない場合、競争参加資格を認めない。

加点をしている評価分類「◎+」～「▲」に対して、10段階に細分化して加点(提案毎の満点数に対して、配点割合を乗じて加点数を算出)

「評価」は「◎+」～「×」の8分類で表現(今までどおり)



施工計画の評価(施工計画重視型)の試行

施工計画に係る評価方法(施工能力評価型Ⅰ型【施工計画重視型】)

対象: 令和7年4月以降公告工事

1. 工事の評価基準に新たな観点を加えた評価の取り組みを数件試行

・工事施工上の留意点に対して、これまでの観点に加え、施工の効率化やICTの活用等によって生産性、品質または安全性の向上に資する対応策の提案を求める工事に適用

2. 評価基準

評価基準	
①●●工における工事施工上の留意点	当該工種を円滑かつ的確に実施するにあたり、現場状況、気象条件、周辺環境等を踏まえた技術的な課題を整理し、特に重要と思われる留意点及びその設定理由を記述する。
②留意点に対する対応	上記①で記述した工事施工上の留意点を解決又は克服するために必要な対応策について、 <u>生産性を向上する</u> ※観点から記述するものとし、的確性及び留意点との整合性が高い提案を優位に評価する。

※工事の特性に応じて設定
“留意点に対する対応”に求める方向性
(ア)生産性の向上
(イ)品質の向上
(ウ)安全性の向上
(エ)ICTの活用

評価	配点	評価基準	通知
◎	10点	留意点の重要性及び対応策の的確性が高い	○: 可(加点評価する、実施義務あり)
○	7点	留意点の重要性及び対応策の的確性がある	
△	0点	留意点の重要性は劣るが対応策の的確性がある	△: 否(加点評価しない、実施義務あり)
—	0点	留意点の重要性及び対応策の的確性が劣り、当局標準仕様での施工を求めるもの。	—: 否(加点評価しない、実施義務なし) ※設計図書に示された施工方法での施工を求める
×	—	・支障等があるため予め履行を求めないもの ・不適切である ・法令違反に該当する場合 ・設計図書に明示されている仕様を満たしていない場合	×: 否(提案と見なさない、実施不可)



地元企業活用審査型JV工事の試行(工事種別及びB等級への拡大)

対象: 令和7年4月以降公告工事

◆地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、予定価格が5億円以上8.1億円※(WTO)未満の港湾土木工事、空港等土木工事又は港湾等しゅんせつ工事において甲型特定JVでの参加を可能とするとともに、**A等級の地元中小企業またはB等級の地元企業(以下、地元中小企業という)**を構成員に含む場合は、その活用に応じて加点評価を行う試行を実施する。

※令和7年4月1日以降公告案件を対象

【概 要】

(1) 試行内容

地元中小企業の受注機会確保に向け、特定建設工事共同企業体の構成員に地元中小企業を含む場合は、その活用に応じて加点評価を行う試行工事。

(2) 対象工事

- ・港湾土木工事、**空港等土木工事又は港湾等しゅんせつ工事のA等級**
- ・予定金額が5億円以上8.1億円(WTO)未満

(3) 評価項目

評価項目として下記を設定。

- ① **地元中小企業**の出資比率
- ② 施工体制
(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性)
- ③ 技術提案または施工計画
- ④ 企業の能力等
- ⑤ 技術者の能力
- ⑥ 社会・地域貢献

(4) 代表者・構成員の組合せの範囲

工事の特性に応じて、下記①または②のどちらかを指定して発注する。

- ①: A等級、A等級(中小)
- ②: A等級、A等級(中小)、B等級

(5) 配点割合

下記を標準とする(施工計画重視型の場合)(作業船ありの場合)

標準点 100点 (施工体制以外で最低限の要求要件を満たした場合に付与)		施工体制 評価点 30点	加算点 最大4.3点 賃上げ加点措置3点含む (施工計画及び企業の施工能力等)	
地元中小企業評価点 最大6点				
地元中小企業 評価点 6点	企業の 能力等 5点	技術者の 能力等 5点	地域 貢献 4点	施工計画 20点

(6) 地元企業評価項目の評価方法

評価基準		配点	
地元中小企業の出資比率	地元中小企業出資比率40%以上	6点	6点
	地元中小企業出資比率35%以上40%未満	4点	
	地元中小企業出資比率30%以上35%未満	2点	



業務プロポーザル及び総合評価の配点見直し(1/2)

■業務における評価項目のうち、「実施方針等」の配点を見直し

対象: 令和7年4月1日以降公告の業務

「その他」として「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」についての提案を求めて評価してきたが「業務理解度」といった項目に比べてより小さな配点となっていたため配点の割合を見直す。

例) 現行 業務プロポーザルの評価表

評価の ウェイト	配点		評価の着目点		A評価		B評価		C評価	
			評価テーマ1:国際物流を取り巻く環境変化を把握する上での留意点 評価テーマ2:必要な港湾物流機能等の検討を行う上での留意点		(100%)	得点	(60%)	得点	(0%)	得点
19.4% (12.5～25%)	70	28	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する	正しく理解(理解度が高い)	28	概ね理解	16.8	理解度が低い	0
		18	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する	妥当性が高い	18	概ね妥当	10.8	一部不整合な部分がある	0
		18	工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する	妥当性が高い	18	概ね妥当	10.8	一部不整合な部分がある	0
		6	その他	「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」がある場合に優位に評価する。	評価できる「有益な代替案」及び「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の2つがある	6	評価できる「有益な代替案」又は「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の何れかがある	3.6	左記以外(提案がない)	0

例) 見直し 業務プロポーザルの評価表

評価の ウェイト	配点		評価の着目点		A評価		B評価		C評価	
			評価テーマ1:国際物流を取り巻く環境変化を把握する上での留意点 評価テーマ2:必要な港湾物流機能等の検討を行う上での留意点	(100%)	得点	(60%)	得点	(0%)	得点	
19.4% (12.5～25%)	70	24	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する	正しく理解(理解度が高い)	24	概ね理解	14.4	理解度が低い	0
		18	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する	妥当性が高い	18	概ね妥当	10.8	一部不整合な部分がある	0
		18	工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する	妥当性が高い	18	概ね妥当	10.8	一部不整合な部分がある	0
		10	その他	「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」がある場合に優位に評価する。	評価できる「有益な代替案」及び「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の2つがある	10	評価できる「有益な代替案」又は「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の何れかがある	6.0	左記以外(提案がない)	0

※総合評価(1:2)、(1:1)、業務能力重視型においては、原則「その他」の項目を設定しないものとする。



業務プロポーザル及び総合評価の配点見直し(2/2)

対象: 令和7年4月1日以降公告の業務

■ 業務における評価項目のうち、「評価テーマに対する技術提案」の配点を見直し

「評価テーマ間の整合性」として評価テーマが2つ以上ある場合に原則設定していた項目であるが、評価テーマ間において関連性のある設定が困難であることから、原則設定しない項目とするよう見直す。

例) 現行 業務プロポーザルの評価表

55.6% (50~62.5%)	200	24	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	整合性が高い(整合性が十分ある)	24	概ね整合(整合性がある)	14.4	一部不整合な部分がある(整合性が不十分)	0
		25	評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	整合性が高い(整合性が十分ある)	25	概ね整合(整合性がある)	15	一部不整合な部分がある(整合性が不十分)	0
		25			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	有効性が高い(適切かつ論理的に整理されている)	25	有効性がある(整理されている)	15	有効性が一部不十分な部分がある(整理が不十分)	0
		19		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	説得力がある(説得力が十分ある)	19	普通(説得力がある)	11.4	説得力がない(説得力が不十分)	0
		19			提案内容を裏付ける類似実績などが記載されている場合に優位に評価する	具体的に記載されている	19	記載されている	11.4	記載されていない	0
		25	評価テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	整合性が高い(整合性が十分ある)	25	概ね整合(整合性がある)	15	一部不整合な部分がある(整合性が不十分)	0
		25			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	有効性が高い(適切かつ論理的に整理されている)	25	有効性がある(整理されている)	15	有効性が一部不十分な部分がある(整理が不十分)	0
		19		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	説得力がある(説得力が十分ある)	19	普通(説得力がある)	11.4	説得力がない(説得力が不十分)	0
		19			提案内容を裏付ける類似実績などが記載されている場合に優位に評価する	具体的に記載されている	19	記載されている	11.4	記載されていない	0

例) 見直し 業務プロポーザルの評価表

55.6% (50~62.5%)	200	0	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	整合性が高い(整合性が十分ある)	0	概ね整合(整合性がある)	0	一部不整合な部分がある(整合性が不十分)	0
		28	評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	整合性が高い	28	整合性がある	16.8	整合性が不十分	0
		28			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	有効性が高い(適切かつ論理的に整理されている)	28	有効性がある(整理されている)	16.8	有効性が一部不十分な部分がある(整理が不十分)	0
		22		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	説得力が高い	22	説得力がある	13.2	説得力が不十分	0
		22			提案内容を裏付ける類似実績などが記載されている場合に優位に評価する	具体的に記載されている	22	記載されている	13.2	記載されていない	0
		28	評価テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	整合性が高い	28	整合性がある	16.8	整合性が不十分	0
		28			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	有効性が高い(適切かつ論理的に整理されている)	28	有効性がある(整理されている)	16.8	有効性が一部不十分な部分がある(整理が不十分)	0
		22		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	説得力が高い	22	説得力がある	13.2	説得力が不十分	0
		22			提案内容を裏付ける類似実績などが記載されている場合に優位に評価する	具体的に記載されている	22	記載されている	13.2	記載されていない	0



「オーバースペック等」の試行の継続

工事の総合評価方式における技術提案については、「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について」において、オーバースペック、標準的項目及び承諾が必要な項目の3項目に分類し、評価しない技術提案の事例を公表している。

オーバースペック等の理由により評価しない 技術提案の事例の公表について (総合評価落札方式)

国土交通省近畿地方整備局(港湾空港関係)が発注する総合評価落札方式を適用する工事において、評価しない技術提案の事例を公表します。

なお、本事例に記載がないものでも、オーバースペック等と判定し、評価しない場合があります。

また、個別の工事においても、評価しない項目について、入札説明書等で示している場合がありますので、併せてご確認ください。

令和6年4月

近畿地方整備局 港湾空港部

オーバースペック等

オーバースペック

「オーバースペック」を含む提案は、提案そのものが評価されません。

標準的項目

「標準的項目」を含む提案は、「標準的項目」は評価されませんが、その他の内容は評価の対象とします。

承諾が必要な項目

「承諾が必要な項目」を含む提案は、提案そのものが評価されません。
ただし、全地方整備局(港湾空港関係)において、過去、承諾書を提出し承諾されたものは除く。

【改訂履歴】

改訂日	No	工種区分	分類	改訂内容
令和4年4月1日付	27	安全	オーバースペック	削除
令和5年3月14日付	170	浚渫・床掘	標準的項目	追加
令和6年4月1日付	171	浚渫・床掘	標準的項目	追加
令和6年4月1日付	172	浚渫・床掘	標準的項目	追加

オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について(R6.4)

<https://www.pa.kkr.mlit.go.jp/file/business/img/r060401.pdf>

下記の項目を「オーバースペック等」とせず提案を評価する試行を継続

オーバースペック

No	工種区分	分類	評価しない項目	評価しない具体例等
11	浚渫・床掘	オーバースペック	グラブバケットの規格に関する提案	規格の大小に関わらず規格に関する提案
12	浚渫・床掘	オーバースペック	グラブバケットの形状に関する提案	密閉バケットや平バケット等を用いる提案
13	浚渫・床掘	オーバースペック	グラブバケットに付属物を付ける提案	調整ユニット等による余水の低減

承諾が必要な項目

No	工種区分	分類	評価しない項目	評価しない具体例等
172	コンクリート	承諾が必要な項目	コンクリートの養生方法	



ワークライフバランスの取り組み企業に対する加点評価

※詳細は調整中

ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定の取得企業や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画を策定した中小企業)を必要に応じて評価項目に設定

- 平成28年度より港湾土木工事(WTO対象)の一部で段階選抜方式にて評価を実施、物品役務等で全面的に導入
- 平成30年度より港湾土木工事(WTO対象)の段階選抜方式にて全面導入
- 令和6年度より港湾土木工事A等級、港湾土木工事のWTO(段階選抜方式)、ECIにおける優先交渉権者との業務契約に適用拡大
- 令和7年度より、全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)における総合評価落札方式、企画競争方式(プロポーザル方式を含む)に拡大する予定

【評価イメージ】(調整中)



WLB推進企業を加点評価



評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)



総合評価落札方式 技術提案評価型SI型(仮称)(1/2)

※詳細は調整中

発注関係事務の運用に関する指針改正案

工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等を採用するよう努める

○発注者において、標準的な使用(案)を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上(総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む)が期待される工事を対象に適用。

○仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。

○提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面の予定価格の5%を上限とする。

	施工能力評価型		技術提案評価型				
	技術的工夫の余地が <u>少ない</u> 工事		技術的工夫の余地が <u>大きい</u> 工事				
対象工事	II型		SII型(現行S型)				
	I型		SI型(試行)				
技術提案内容	簡易な施工計画		施工上の特定の課題等に対する工夫等				
	簡易な施工計画を可・不可の二段階で評価		工事目的物の設計変更や高度な施工技術等				
評価方法	企業・技術者の能力等(実績)を点数評価		技術提案を点数評価				
	標準案に基づき作成		技術提案に基づき作成				
予定価格							

※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける
※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。

※ 令和6年12月 第2回発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会資料より



○令和7年度からの試行開始を目標に、具体の運用の検討や対象工事の選定等を実施

● 想定している設定テーマ例

発注者において標準的な仕様(案)を設定できる工事の中で、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上(総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む)が期待されるテーマとして、以下の例を参考に各工事で設定。

- 1) 工期延期のリスク回避(施工性の高い工法への変更)
- 2) 安全性の向上(交通渋滞・交通事故発生防止、作業員の危険防止)
- 3) 構造物の新設時における、点検困難箇所への維持管理性の高い工法等の採用
- 4) カーボンニュートラルに資する工法等の採用※脱炭素化への寄与の程度の評価手法は別途策定

● 発注方法イメージ

- ・ 提案には「技術向上提案の実施にかかる概算費用」を記載いただく一方、入札金額には当該提案に要する費用を含めず当初仕様で入札する。
- ・ 発注者は、技術向上提案について「適格性」「実現性」等の観点から評価し、技術点の一部として総合評価の点数に加算
- ・ 当該技術向上提案を採用するか否かは、第三者委員会に諮った上で発注者が決定
- ・ 発注者が採用を決定した技術向上提案については、当初契約後に発注者指示の契約変更(増額)を行い、受注者には当該提案内容の履行義務が生じる

※詳細については現在検討中のため、今後変わらう



(参考)4. 令和7年度 港湾空港関係工事のタイプ別配点

施工能力評価型	Ⅱ 型	総合評価対象 40(30)					売上実施企業 に対する加点	()内は施工体制確認型ではない場合 斜体は作業船を使用する工事の場合			
		企業の能力等 16(12) 14(11)	技術者の能力等 16(12) 14(11)	地域・貢献等 8(6) 12(8)	3(2)						
	Ⅱ 型 (通信設備チャレンジ型)	総合評価対象 30			売上実施企業 に対する加点	2					
		企業の能力等 20	地域・貢献等 10								
	Ⅰ 型	競争参加 資格対象 施工計画 (可・不可)	総合評価対象 40(30)			売上実施企業 に対する加点	3(2)		()内は施工体制確認型ではない場合 斜体は作業船を使用する工事の場合		
	企業の能力等 16(12) 14(11)	技術者の能力等 16(12) 14(11)	地域・貢献等 8(6) 12(8)	3(2)							
Ⅰ 型 (通信設備チャレンジ型)	競争参加 資格対象 施工計画 (可・不可)	総合評価対象 30			売上実施企業 に対する加点	2					
	企業の能力等 20	地域・貢献等 10									
Ⅰ 型 〔施工計画重視型〕	総合評価対象 40					売上実施企業 に対する加点	3	※ 工事難易度評価の小項目にA評価があるなど、厳しい施工条件により、特に施工計画の適切 性を求める必要 がある工事への適用を想定。 斜体は作業船を使用する工事の場合			
	施工計画 20 20	企業の 能力等 8 7	技術者の 能力等 8 7	地域・ 貢献等 4 6							
Ⅰ 型 〔施工計画重視型〕 (地元企業活用審査型)	総合評価対象 40					売上実施企業 に対する加点	3		斜体は作業船を使用する工事の場合		
	施工計画 20 20	地元一次下請企業の 工事成績等 3 3	地元企業の 活用状況 3 3	企業の 能力等 6 5	技術者の 能力等 6 5	地域・ 貢献等 2 4					
Ⅰ 型 〔施工計画重視型〕 (海上工事チャレンジ型) (陸上工事チャレンジ型)	総合評価対象 40					売上実施企業 に対する加点	3			※ 海上・陸上工事力を保有しているものの管内での施工実績のない地域企業に対して受 注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。	
	施工計画 30	企業の 能力等 2	技術者の 能力等 4	地域・ 貢献等 4							
Ⅱ 型	総合評価対象 50					売上実施企業 に対する加点	3	技術提案評価型(Ⅱ 型)においては、地域 精進度・貢献等の評価は設定しない。			
	技術提案 30	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4							
Ⅱ 型 (地元企業活用審査型)	総合評価対象 60					売上実施企業 に対する加点	4		※ 全国的に受注実績と優れた技術力があるものの管内での施工実績のない企業に対して受注 機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。		
	技術提案 30	地元一次下請企業の 工事成績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4					
Ⅱ 型 (地元作業船活用審査型)	総合評価対象 50					売上実施企業 に対する加点	3			※ 全国的に受注実績と優れた技術力があるものの管内での施工実績のない企業に対して受注 機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。	
	技術提案 30	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 7	地域・ 貢献等 5							
Ⅱ 型 〔チャレンジ型〕	総合評価対象 40 技術提案 36				売上実施企業 に対する加点	3	※ 全国的に受注実績と優れた技術力があるものの管内での施工実績のない企業に対して受注 機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。				
	企業の 能力等 2	技術者の 能力等 2									
Ⅲ 型	総合評価対象 60					売上実施企業 に対する加点		4	※ 技術提案評価型(Ⅲ 型)においては、地域 精進度・貢献等の評価は設定しない。		
	技術提案 40	企業の能力等 10	技術者の能力等 10								
Ⅲ 型 (地元企業活用審査型)	総合評価対象 60					売上実施企業 に対する加点		4		※ 技術提案評価型(Ⅲ 型)においては、地域 精進度・貢献等の評価は設定しない。	
	技術提案 30	地元一次下請企業の 工事成績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の能力等 10	技術者の能力等 10						
S型・WTO	総合評価対象 60 技術提案 60					売上実施企業 に対する加点	4	※ 港湾土木工事が対象			
									※ 港湾土 木工事 が対象		
A型	総合評価対象 70 技術提案 70					売上実施企業 に対する加点	4				※ 港湾土 木工事 が対象
										※ 港湾土 木工事 が対象	
								※ 港湾土 木工事 が対象			
									※ 港湾土 木工事 が対象		